

令和6年度 佐世保市人権施策審議会

日 時	令和6年11月11日（月） 18:00～19:35
場 所	佐世保市役所 4階 第一委員会室
出席者	<p>〔審議委員〕 溜委員、出口委員、藤原委員、裴委員、松崎委員、植木委員、土井委員 ※欠席：梅田委員、春日委員 ※委員数 9名のうち半数以上(7名)の出席があるため会議開催可。(条例 24 条)</p> <p>〔事務局〕 中西部長、菊永課長、松尾係長、川崎主査、福田補佐（防災危機管理局）</p> <p>〔傍聴者〕 なし</p>
議 題	1. 令和5年度人権教育・啓発基本計画の実施状況について
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会次第 2. 座席表 3. 委員名簿 4. 佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）令和5年度実施状況報告書（事前配布） 5. 各人権問題、課題8～課題12 6. 佐世保市人権教育・啓発基本計画における人権問題と関係する計画、所管課一覧 7. 「佐世保市人権教育・啓発基本計画令和5年度推進状況」に対する人権施策審議会委員からの事前質問 8. 令和6年度長崎県人権教育中央研修会実施要項（案）
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 <p>事務局挨拶（中西部長）</p> 3. 議事 <p>議題（1）佐世保市人権教育・啓発基本計画の実施状況について</p> <p>第2章 人権問題の現状と施策の方向性</p> <p>1. 女性に関する問題</p> <p>【質問票：中学校に対してはデートDV防止セミナーを実施されていますが、小学校への啓発・広報活動はどうされていますか】</p> <p>事務局：令和5年度までに、小学校へのデートDV防止出前授業の実績はありません。今年の5月に市内小・中学校養護教諭部会において出前講座の案内をしておりますが、小学校での実施には至っておりません。</p> <p>低年齢からの啓発は重要だと考えており、デートDVには特化していないが、小学生向けには各種セミナーの中で男女共同参画についての話をし、男女がお互いに対等なパートナーとして尊重し合うことを考える啓発アニメを上映するなど小学生からの人権意識の向上につながる取組を継</p>

内 容	<p>続したいと考えております。</p> <p>2. 子どもに関する問題</p> <p>【質問票：電話や個別での育児相談が行われていますが、ラインやチャットによる相談も実施されていますか。若い世代にとっては入りやすい窓口ではないでしょうか。子ども発達センターではどうでしょうか。】</p> <p>事務局：市立子育て支援センターについては、現在ラインやチャットによる相談は実施しておりませんが、育児相談に関しては、新型コロナウィルス感染症が第5類に引き下がったこともあり、対面での相談も随時対応しております。対面（戸別訪問等）や電話で保護者の方の生の声を聞くことで、より一層、一人一人に寄り添った子育て支援に繋げことができると感じています。乳幼児の親子の方には、是非、子育て支援センターに遊びに来ていただいて、子育ての悩みや子どもとの関わり方等を共有したり、一緒に考えたりすることができればと考えております。</p> <p>子ども発達センターについても、現在、ラインやチャットによる相談は実施していませんが、保育士や保健師等による電話やメールでの相談対応、およびわいわい広場（子育て支援センター）では保育士が対面や戸別訪問での相談対応を行っています。子育て支援センターには保育士が常駐し、子育てに関する相談・遊びの紹介・情報提供を行っていますので、どのような世代の方でも気軽にご利用いただきたいと考えております。</p> <p>すこやか子どもセンターの子ども子育て応援グループで受ける相談については、虐待の疑い等を含む深刻な内容も多く、電話・来所での相談が主になりますが、メールでの相談についても受け付けている状況です。ライン・チャット等の活用についても、検討課題ではありますが、現状では導入できない状況です。</p> <p>3. 高齢者に関する問題</p> <p>【質問票：保健師等の訪問活動はどのような経路で実施されますか。例えば、本人や家族からの要望、関係機関からの依頼など】</p> <p>事務局：窓口や電話での本人や家族からの相談、関係機関からの訪問依頼などもありますが、75歳以上の介護サービスを利用していない独居高齢者宅へ「介護予防・生活習慣病等の重症化防止」を目的とした訪問を実施しております。</p> <p>4. 障がい者に関する問題</p> <p>5. 同和問題</p>
-----	--

内 容	<p>6. 外国人に関する問題</p> <p>【質問票：交流員も短い派遣期間に企画も大変だと思いますが、③職員向け語学講座（韓国語・中国語）について、職員向けに限らず、一般向けに開催する予定はありますか。】</p> <p>事務局：職員向け語学研修は職員課の職員研修として依頼されているもので、一般向けの講座については、現時点において予定しておりません。</p> <p>【質問票：「異文化理解」ではなく「多文化相互理解」の視点で開催したことがありますか。違いが大きく取り上げられてしましますか。】</p> <p>事務局：国際交流員による講座等は国際理解を促進する目的で実施しているものですが、この事業自体は多文化共生の推進にもつながるものと考えております。</p> <p>7. HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題</p> <p>第3章 人権教育・啓発の推進</p> <p>1. あらゆる場における人権教育・啓発</p> <p>(1) 学校等</p> <p>【質問票：講演会で講話を聞くことも大事ですが、それを聞いてどう感じたのか？をシェアできるような機会が持てるようなプログラムはありますか。それぞれの学校に任されているのでしょうか。】</p> <p>事務局：いのちを見つめる講演会につきましては、講演会参加者に感想を書いていただきしております。感想は取りまとめ、主な意見を佐世保市のホームページに掲載しております。今後も、このように講演会について広く共有できるようにしたいと考えております。</p> <p>(2) 家庭、地域社会</p> <p>【質問票：悩める保護者も多いので、講座を欲している方も多いのかもしれません、「家庭教育」という言葉はどうしても孤立してしまいそうに感じます。家庭をとりまく周辺リソースの活用に関して紹介する内容のものもありますか。】</p> <p>事務局：家庭教育はすべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子の教育について第一義的責任を負うことは教育基本法にも定められています。しかし、核家族化、共働き家庭や一人親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況や子育てを支える環境が大きく変化しており、子育てを個々の家庭に任せるとではなく「社会全体で子育てを支える仕組み」を構築することが必要です。社会教育課では関係団体と連携してPTAの研修会やながさきファミリープログラムを開催したり、保護者向け「家庭教育リーフレット」を作成したりして保護者同士のつながりや家庭と学校、地域の連携を強化する取組を推進し、保護者が安心して子育て</p>
-----	--

内 容	<p>や家庭教育ができるような環境づくりをしています。</p> <p>8. 原爆被害者に関する問題</p> <p>9. 犯罪被害者等に関する問題</p> <p>10. インターネットによる人権侵害に関する問題</p> <p>11. 北朝鮮当局による拉致問題等</p> <p>12. その他の人権問題</p> <p>会長：ただいま、事務局からご説明がありました内容について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>ございましたら、挙手の上、ご発言ください。</p> <p>では、私からですが、自分が質問したところでLINEやチャットによる相談っていうのは、あくまでも私がここで書いたのは入る窓口であって実際にはそこで一旦悩める保護者の方と繋がった後に面談、はじめから電話して面談に行きたいっていう方はなかなか難しいのではないかと思います。</p> <p>特にもう私たちみたいな年配は電話が早いと思うのですけども、若い人たちにとってはやっぱりラインとかでちょっと気になることがありますというちょっとしたきっかけ、決してそれだけですっとやりとりをするというのではなく、それを窓口としての対面相談に持ち込んでいただきたいというのが本音のところですので、もしよろしければそういうふうな対応というかすこやか子どもセンターの方は少し1歩先に進んでいるような気がしますのでぜひ他のところでもやっぱり最初の1歩というのがすごく大きいと思うので、そこの敷居を低く設定していただければと思います。</p> <p>そういう意味で事前質問をしましたので今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>他に皆様の方から何かありませんか。</p> <p>委員：この資料4の後半はほとんど私の質問だったと思うのですけど、ちょっと勉強不足のところもあっていろいろ質問させていただいたんですけど、全部やはりいろいろ考えていただいて実施されていることだったり、ちゃんと選択して</p>
-----	---

やってくれているんだなというのはすごく分かったのでありがとうございます。

ただ気になるのが、資料 4 の 20 ページの部分の文化国際課の方の異文化理解っていう言葉に私の方が実際にすごく関わっているわけではないですが、やっぱり言葉を見たときに異文化となると違う文化を学ぶみたいな。方向は多文化相互理解というところで多文化共生の推進という方向にいっているのはすごく分かるのですけど、どうしても言葉を異文化というふうなことを使ってしまうと、自分たちと違う文化というのがインプットされやすいのかなというふうに思うので方向も多分同じで内容も多分似ているとは思うのですけど、できるだけ多文化とか相互理解っていう視点をすごく言葉に込めて展開してもらいたいなというのはすごく思っています。

どうしても違いから入ってしまうことは多いのですけど、外国人の人に対しても異性に対しても年齢に対しても習慣が違う文化が違うというふうなところから入るような気がするのですけど。

やっぱり同じ人間で、同じことに嬉しがって同じことを悲しがるし、お腹が空くのも一緒に、眠くなるのも同じなので、ただ住んでいる国が違うというかお隣さんは似ている文化もあったりするし、そういう意味では異文化という言葉だけなんですが、こだわるものでもないのかなとは思うのですけど、違いよりも同じという目線で進めていけると、人権全体に関しても、障害がある人、高齢者でも同じ人間なんだよというメッセージがすごく基本にあっての展開になるのかなというのはすごく思うので、ぜひ内容はここに書いてある通り多文化共生の推進に繋がるものだと思うので、ぜひ組み込んでいただければなというふうに思います。

その次の命を見つめる講演会ですけど、これすごく今年気にしているからなのかもしれないんですけどすごくよかったですと思っていて、去年もすごくよかったですけど今年は特にうちの娘たちが、これは自分たち行きたいって言って中学 2 年生と小学 6 年生なんですけど自分たちの足で行きました。私が連れて行けなかったのを、バスを乗り継いで自分たちで行って自分たちで帰ってきて、その話を家でもしてくれたりというふうなことがあって、「こうのとりのゆりかご」の方だったと思うのですけどその話をすごくいろんなことを感じて自分の言葉で話をしてくれたぐらいすごく衝撃だったというか、強いメッセージを受け取ったみたいで、年齢もあるとは思うのですけどすごくよかったですけど、そういうふうな学校の先生も会場で見たというふうに言っていたので何かしらその感じたことを、思いを吐き出せる場所というか、少し違う方向にいったようなメッセージが伝わってしまわないように、何かできるとさらによくなるのではないかなというふうにすごく感じました。

あと 29 ページの家庭教育ですけど、これは教育基本法とか読んだことがなかったので、なるほどなというふうに思ったのですけど、今やっぱり親もいっぱいいっぱいな状況で、周りからどうしても躊躇は母親がとか、家でっていうことを言われる中で虐待が増えているような、それもちょっと質が悪いというか、すごく怒りをぶつけるような事が起こってしまうような事件を見聞きするので、どうしても家庭教育って、これも言葉だけなんんですけど、帰るのは家庭なんでしょうけど、やっぱり家庭がある程度崩壊している場合もあったり、もうすでに手が必要な家庭がある場合もあったりするので、それを一般の家庭が家族が思うだけじゃなく、もしかしたらもう少し上の教育者の方たちとか、そこに関わる人たちがそこまで家庭とは言ってないのかもしれないんですが。少し家庭を守るような、周辺リソースもこういうふうなものがありますよ、みんなで手助けしていきましょうみたいなメッセージが伝わるようなものになるとやっぱりすごくいいんじゃないかなと思っています。

先日、地域の方で長崎ファミリープログラムを体験したのですけど、その中で多世代でおじいちゃんおばあちゃんたちもいた中で話をするのが、やっぱり同じように叱っていたり、同じように怒っていたり、褒めていたりというのがすごく分かったので、でもそれをさらけ出すのもまた勇気が若干いる、私たち世代から少し上の世代の人たちにそれを出すのも少し勇気がいたりするので、どんどんその辺のハードルが低くなっている、「何か言っちゃうねえ。」「そうだよね。」という温かい中で話ができるとすごくいいなというふうに思っているので、長崎ファミリープログラムがいろんな内容のものがあると思うので、それをすごく充実した中で開催、体験できたらなというふうに思いました。

会長：ありがとうございました。

この件に関して、何かご意見はありますか。

実は私、本当に気づいていなくて申し訳なかったなと思ったのですけど、この 2 番目のところの異文化理解ではなく多文化相互理解って、これはやっぱり大きいことだと思います。人って目で入ったり、耳で聞いたりするものというのは大きいことなので、本当、先ほどおっしゃったように内容も方向も同じなら、言葉を変えてちゃんと理解できるような言葉に変えるというのは大切なことかなと思います。

同じ文章に書くときにでも自分自身が気づかずに委員が気づいてくださって、本当ありがたかったなという気持ちがしております。

他に皆様の方からご意見はございませんか。

事務局：国は、この人権の計画というのを初めて平成 14 年につくられて、それから平成 23 年に改定をされたんですね。北朝鮮の拉致の人権を入れて、平成 23 年に改定をされて、その動きに合わせてこの計画も、佐世保市は平成 27 年に改

定したままになっています。

国の計画もそのままになっているのですけど、今ようやくまた更新しようという動きが国の方に出てこられて、そこに合わせて、本市も先ほどのような古い時代に合わない言葉を使っているなというまさしくご指摘の通りでございますので、ここにつきましては、私どもも多文化共生という言葉を総合計画では使っていきますので、作り直すという形になるのか、改定なのか、国の状況を見ながらやりたいと思っています。

その計画を作るときはまたこの審議会の方で一緒に審議をしていただければと思います。

それが1点と、あと、「こうのとりのゆりかご」については担当が推薦して、その講師の方を招聘したという経過がありますので担当からお話をさせていただければと思います。

事務局：委員がおっしゃっていただいている通り、講演会を聞きに来ていただいた方には、いろいろお気持ちを持って帰っていただいているなというのはアンケートで分かっているのですが、私たちの方がその思いを共有する場というのが、やっぱりなかなかつくれてきていないなということを、お話を聞きながら非常に思いました。

命を見つめる講演会は学校中心にという形で、私たちが行っているのは一般的の市民の皆様にも聞いていただけるようなという視点で、講師の選定など佐世保市人権啓発推進協議会の理事の皆さんと話し合いながら決めさせていただいているのですけれども、一般の方に集まっていたら講演を聞いていただいた後に、さらにお話をするというのがやっぱりなかなか難しいなと。

ただ、お話を聞いた人同士で気持ちを話したいという人たちも中にはいらっしゃるよねというところを、どうにか叶えるようなものを考えられたらなと、今お話を聞きながら私は思いました。ありがとうございます。

会長：ありがとうございました。

さっきおっしゃっていた家でシェアしているだけで非常にもったいない、とても貴重なご意見かと思います。

ぜひもうちょっとシェアが家庭内だけじゃない部分に広がって子供たち同士でも話せるような状況ができればいいなというふうに思います。

他に皆様の方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員：最初のデートDVのことについて私は質問をしたのですけれども、人権擁護委員の男女共同参画部会の全国の話の中でもやっぱりデートDVを中心にやっていきましょうというふうな話は出ていて、でも長崎県はほとんど中学校や高校でデートDVの講座をされていて、長崎県はデートDVに関して、先進県だと

思っています。

ただやっぱり小学生、幼稚園とか 5 歳ぐらいから小学校の高学年にかけて、データDVを聞くにあたっての前段階の知識を入れてあげるというふうなのは、やっぱり必要なんじゃないかなと思って、私たちの人権擁護委員でも小学生向けのいろいろな資料とかパワーポイントを使った資料を作ったりしていますので、もしよかつたら活用していただければなと思っています。以上です。

会長：ありがとうございました。

今、委員の方からありましたように、人権擁護委員会の方で小学生の段階を 3 つに分けて今作っていて、実際できているのは低学年用で高学年用がもうすぐできます。

中学年用をどうしようかぐらいで迷っているところなのですが、私たちは人権教室で持っていくときには、それを持っていきましょうよ。

誰が喋ってもわかりやすいようなパワーポイントの資料も全部作って、現段階ではご意見くださった委員が皆さんのお手本になっているのですが、でも決して私たちだけじゃなくて、極端に言えば学校の先生にその資料を渡して、学校ででもできるような資料なんです。ですからそういうのをご活用いただけます。私たちももうちょっと発信しないといけないと、自分たちの人権教室だけじゃなくて、そういうことがあるということをお知らせしておきます。

他に皆様の方から意見ございませんでしょうか。

委員：気づきというか、多分内訳は全部ここでいうことはできないと思うのですけれども、資料 1-1 ページにある女性に対する暴力などの対応の推進内容なんですけど。

去年この話が結構盛り上がりました。男性相談員はいるのかとかから始まっていますね。

相談件数が、DV相談件数が 205 件だったんですけど、具体的な内訳じゃなくてもいいんですけど、その他はどのような相談案件になりますか。

女性相談窓口で、そのうちDVが、205 件の相談があつてそのあとどう対応されたのかということを簡単に教えていただきたいなと思います。

私が電話をして、DVの話をしました。

そのあとの流れを教えていただきたいなと思うのと、計画上に取り上げていないのでここで言ってもどうかなと思うのですけど、女性の問題ってDVとか男女共同以外に、ちょっと偏見かもしれないんですけど、介護問題について長崎って結構な男女の差ということが私も感じられるんですけど、女性介護者に関する問題って結構最近は問題がありまして、例えば被雇用者比率から見ても、女性の方は 55 歳で圧倒的に仕事を辞めていて、介護をするという傾向が私た

ち一般かなと思ったりします。

どっちが辞めるっていいたら必ずその女性が辞めて介護をするという。でもそれは実は、女性の人権にすごく問題があるので今後こういう傾向がずっと続かないように、認識の啓発も含めて何とか動かないといけないとは思っているんですけども、なかなかその話は、女性問題として出てこないのが今です。ただ、家族介護者の中では女性の方が圧倒的に多いので何らかの対策をしないといけないのですけど。男女ですね。でもデートDVとかその平等っていう言葉は出てきたとしても、今、現状の女性の介護者についての対策も今後もし計画されるのであれば、それも何とか私も提案はできないんですけど、検討をする必要があるんじゃないかなと。

話題に出てているのは、方法がそれなりにあるのですけど、話題さえ出ていないのが結構大きい問題じゃないのかなと。女性問題で感じました。

解決方法ではなく、すみません。

会長：ありがとうございました。

確かに去年、男性相談員をどこに配置するかとか、それは県によるとか、トイレに、確か広報できるというのはあったようなことで記憶しております。

今おっしゃった最後の部分の、女性の方がどうしても辞めて介護をしなきゃいけないと、もうこれこそアンコンシャスバイアスですよね。もう無意識に刷り込まれた偏見の典型的なものだと思うんですよね。

ただこれを 1 度に払拭するというのはなかなか難しいことですが、私たちの組織の中でもそういうのを今少しずつやっているんですね。

どうもアンコンシャスバイアスという言葉が中学校の中で流行り出してきているような感じの部分もあるので、本当に少しずつだけど、どこかで平等なんだ当たり前なんだ、なんで男が介護できないのっておそらく給料とかいろんな生活のこともあるんだろうと思いますが、やっぱり少しずつ少しずつ解除していくかなきゃいけない部分かなと思います。

貴重なご意見をいただいたと思います。

ありがとうございます。

他に皆さんの方から、何かございませんか。

事務局：先ほどの女性相談、昨年の意見交換で女性相談についてされていたと思うのですけれども、今回相談件数が昨年より増えているという状況で、人権男女共同参画課に女性相談員が 2 名おりまして、スピカの方にも月 2 回出張相談という形で受け付けております。

そしてDVが増えている。

中身はいろいろあるのですけれども、増えている傾向としてどうしてもDVは、被害がある方は住基ロックをかけるという手続きを女性相談室がしております

す。

その方たちは毎年状況を確認して、更新していくことでどうしてもそこは減っていくかない。毎年新規の人が毎年更新で相談に見えるというところでも増えていく。

それから傾向としてですが、相談件数の中では離婚相談が30代と50代が増える傾向にあります。

30代は相談員に確認したところ、やはり子育てに追われ始めてご主人との経済的なDV、身体的暴力だけではなくて、給料を渡さないとか経済的なDVだったり、子育てに関する意見の衝突だったりというところと、あと50代以降の離婚相談が増えるのが今まで我慢していたのが爆発するという子育てが終わってというところで増えているということを聞き及んでおります。

それから相談を受けた後は、やはり緊急性がある方、命の危険があるとかそういった方は警察に繋げる。もしくは、女性相談室は相談する場所でしかないんですけれども、関係機関、配属センターにお繋ぎしているという状況です。

事務局：補足ですが、先ほど説明があった通り女性相談員ということで、相談員は2名おります。

ここは女性の相談員がいるだけで男性が相談できないということではございません。

男性の方も相談を受けています。

相談を受けた後のつなぎということで、実際にうちが先ほど課長も申し上げたように、住基ロックといいまして、住民票を他の方が取れないようにロックをかけるということですね。

支援措置っていうんですけども、これはうちができるという資格を持っておりますので、この更新手続きを行っているというところで、件数が増えているところもあるんですけども、基本的にうちができるところというのはそこまでして、なかなかその先の支援というのが、まず相談を受けて、ではこの方をどこにつないだらいいかというところを判断する。ハブ的なところの役割を担っているんではないかと思ってます。

先ほども申し上げたように緊急性、命の危険がある場合は警察に繋がってください。

例えば経済的に困窮していますというときは社会福祉協議会さんとか、うちの市役所の中で生活保護の担当の部署、あとは子どもさんがいる場合は子ども未来部、障害者の方がいらっしゃる場合は障害福祉課ということで相談される方の状況に応じて相談員が判断をして、この方をどこに繋げば適切な支援が受けられるかというところで判断をしています。

県が設置しています、昔、婦人保護施設って言っていたんですけども、現在女性支援施設というのですが、ここに入るに至っても市では決定権がございませ

んので、そういう場合も県の方にご相談をさせていただいて、県が判断をされるという形になっていますので、なかなかうちの女性相談室で解決というのはできないんですが、先ほど委員もおっしゃったように、まず相談をするというところの場所というところで必要なところではないかなと私は思っています。

誰でも気軽に相談できる場所がないと、やはりどこに相談していいかというところが、分からぬ部分が多いとそこでもう相談しないという方も増えてしまいます。

それによって事件が起きたりとかっていう場合もありますので、まずは気軽に相談をしていただいて。結局DVの被害を受けてらっしゃる方もDV被害を受けているという感覚がない方が多いんですね。実際に初めて相談に来られて、自分はDV被害だったんだ、被害を受けていたんだということをそこで気づかれる方も多いと聞きますので、そういう方の救いの場となるような形で日々相談員も相談を受けさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

委員：市役所とかは相談をすると。どこどこに繋げますとか連絡をしてくださいの方が今まで多かったんです。

私も市役所聞くと、どこどこの関係部署ではないのでどこどこに連絡してくださいと電話番号を教えてくれたことが多くて、結局繋がらないことが多いんですけど、ここでは、少なくとも相談を受けたものに関しては責任を持って次の部署に繋げているのか、それともご案内程度で終わっているのかだけは聞きたいなと思います。

事務局：基本的にはですね、同行支援といって付き添いということはほぼないんですけども、ただ庁舎内であれば市営住宅、DVを受けていらっしゃる方の緊急避難先はないんですが、お住まいがないというときに市営住宅にというときには住宅課の方とか実際にについてご説明を行っているような状況です。

障害者の方とか、介護が必要な方につきましては直接担当の方が連絡を取り合ったりとか、そういうところまでは行っている形になっております。

ただ民間の方になるとなかなか難しいのですが、県の方に関しても、こういう方が相談に来られましたということで、事前に情報を共有するということで、県の方までついて行ってということはないんですけども、できる範囲でなるべく本人さんが2度手間にならないように、また同じことを復唱しないでいいように努めるよう、お願いしております。

会長：ありがとうございました。

さっきおっしゃったハブ的役割というのはとても大切なことだと思いますの

で、ぜひ今言われたように、繋ぐということの点でどうぞよろしくお願ひいたします。

議題（2）その他・意見交換 災害発生時の避難所について

会長：意見交換のテーマは、委員からのご提案で「災害発生時の避難所について」です。災害発生時の避難所について、人権が守られる避難所のマニュアルはあるのか、またどのような流れで避難所が開設されているかを知りたいとのことです、まず、委員からご提案の理由などをお話いただければと思います。

委員：実は私、趣味でコーラスをしていまして、そこで山澄地区コミュニティセンターを利用するのですが、そこは台風になると避難所になって練習ができませんと連絡があります。

その時に台風とか短期の時にはいいけれども、長期で避難を余儀なくされるような災害とかそういうふうなことに見舞われたときに、佐世保においてはどのような流れで避難所が開設されるのかなと思いました。

開設するにあたって、避難所に対する運営のマニュアルがあるのかどうか。

その運営のマニュアルがあれば、内容はどういうものなのか。

またそれが年齢、性別、障害の有無に関係なくして、安心して過ごせる。

そのような避難所のマニュアルなのかすごく気になってこの質問をしました。

さらに、防災危機管理局と男女共同参画課との連携はあるのかどうかもお聞きしてみたいと思って質問いたしました。

会長：意見交換のご提案理由をお話しいただきましたが、防災危機管理局からどのような取り組みが行われているか概要の説明をお願いします。

防災危機管理局：まず避難所の開設について概要のところをご説明させていただきます。先ほど委員もおっしゃった通り、よく台風がきたり、先週は11月1日、2日大雨が降りまして、そのようなときは佐世保市内で避難所を開設しております。それはどういうときに開設をするかというと、大雨の警報が出たり暴風警報が出たり、このレベル3相当と言われる情報があるんですけれども、こういう気象情報が出まして、それに基づいて例えば土砂災害警戒区域に住んでらっしゃる、洪水の浸水の恐れがある地域に住んでらっしゃる方に対してまず高齢者等避難ということで避難に時間がかかる高齢者の方や障害者の方には、先にまず避難をしてくださいという呼びかけをする、その時に避難所を開設しております。

その後にひどくなつて、土砂災害の警戒情報でレベル4の情報が出ましたら、

避難指示を発令するような形になっております。

先週の11月1日、2日の大雨の際も、江迎地域など北部の方で、実はこの土砂災害警戒情報というレベル4の情報が発生しました。

土壤雨量指数が非常に高まっているということで、こういうときには避難指示、北部三町にはこちらの方から発令をしております。

こういったときに開設をするのが避難所と私達呼んでいますけれども、実際に正式に言いますと、実は避難所という名前ではなく、法律上は緊急避難場所となっております。

危ないところから避難をするために、逃げる場所というのが緊急避難場所になっておりますので、今佐世保市で大体開設している避難所は、本当は「緊急避難場所」という位置付けになっております。

先ほど委員がおっしゃったように、長期で災害が発生したとき、自宅が壊れたり流されたり浸水したり、このあいだの能登半島地震でもありましたけれどもそういうときに開設するのがいわゆる「避難所」ということになります。

こちらの方はもう自宅が実際に被災した方が入る施設となっております。

こういった、普段私達が、緊急避難場所とか避難所と分けてしまうとわかりにくいところがあるので、皆さんには避難所開設しますということで同じ名前を使っているのですが、実際にはそういう違いがあるというところがあります。

お尋ねがあった避難所の運営のマニュアルがあるのかというところなんですけれども、実際地区ごとに例えば日宇地区コミュニティセンターの避難所の運営マニュアルとか、花高小学校の避難所運営マニュアルということで通常開設をしている避難所につきましてはマニュアルを作成しております。

というのは避難所に行く職員は佐世保市の職員が順番で、今回開けますので行ってくださいということで行きますので、初めて行く職員が多いです。

なので必ずこういうマニュアルを作って、きちんと開設ができるように定めているものになります。

ただ、先ほど委員がおっしゃったように、この中に要配慮者とかそれぞれの一人一人に合ったマニュアルの内容になっているかというとそこまではなっていません。どちらかというと手順書のような形で、まずここへ行ってここを開けて、これを出してとか、そういうところと、あと書いているのは要配慮者の方がいらっしゃったら例えば部屋を分けるとか、子どもさんを連れた妊産婦のお母さんがこられたときは授乳室のようにパーテーションを出して授乳スペースを作るなどは書いているんですが、それぞれ高齢者の方にはこう、障害者の方にはこうというそれぞれの属性にあったようなマニュアルまでは、今のところはできていない状況です。

あと、最後お尋ねがあった連携の部分ですが、防災危機管理局と人権男女共同参画課で特に防災の部分ではやっぱり男女共同参画の視点を取り入れてというところが一番今大事と言われておりますので、昨年職員向けの防災講習を一緒

に連携して行ったりまた地域防災計画とかの修正の中ではそれぞれ意見を出していただいたりしている状況です。

会長：ありがとうございました。

今お話を伺うと地区ごとにマニュアルがあるということですが、その地区ごとのマニュアルというのはもともと防災危機管理局の方から、基本こういうマニュアル作ってそれに合わせて、地区ごとに、その地区によってそれぞれ違いがあるので、そういうマニュアルなのか、それとも自発的にマニュアル作ってくださいと言われてコミュニティ自体が自発的に作ったマニュアルなのかっていうのは、どちらになるんでしょう。

防災危機管理局：はい。このマニュアルは佐世保市、防災危機管理局が施設ごとに作ったマニュアルになります。

なので各地区コミュニティセンターごと、小中学校のそれぞれの施設ごとの避難所マニュアルというのを作成しております。

内容については基本的な流れは同じなんですけれども、施設によって異なる部分がありますので、そこについてそれぞれの施設の違いを入れるような形で作成しております。

会長：ありがとうございます。管理局の方がそれぞれの施設ごとのマニュアル作ったというふうな形になっていますね。

防災危機管理局：はい。その通りです。

会長：ありがとうございます。

これに関しまして、人権の視点から意見交換をこの後行いたいと思います。

大体時間は 20 分ぐらいの予定で行いたいと思いますけれどもご意見のある方は挙手をお願いします。

私の方からいいでしょか。先ほど委員からもありましたけれども、障害とか、その人に合った対応というのは、なかなか全面的には難しいと思うのですが、最近L G B T Qのことでやっぱりそういうことがすごく大きく世間に出てきて、避難所での対応がどうしてもやっぱり自分たちに合わないとか、佐世保の場合は緊急避難場所ということですけれども、そういうふうなものについてのご指導は先ほどの研修の中であってはいるんでしょうか。

防災危機管理局：はい。研修の中では特にないのですが、運営をしている実際の職員からですね、どうしたらいいでしょかという質問が本部の方にあります。開設

中は本部の方にずっと職員がおりますので、そこにどういう対応したらいいんだろうかっていうご質問が来ることがあります。

その時に、例えば別のスペースを設けてあげてくださいとか、トイレとかも多目的トイレがあればご本人さんからご相談があったらそういうところを使ってくださいとご案内してくださいと、そういうところで特に職員がどうしたらいいかわからないというところがある場合、本部の方に相談をいただいて回答するようにしております。

会長：ありがとうございます。

現段階ではなかなか個別に対応するのは難しいですので、いいやり方かなと思うのですが、いずれはこれが一般的になると思います。

そうなった場合のことなんかも今後検討していただければと思います。

他に委員さんの方からぜひ、これについてご質問等ありませんか。

副会長：鹿町の民生委員をしております。

民生委員にはFAXで、避難所が開設されましたという連絡がいつも来ます。それで、一人一人の民生委員さんが、ご連絡したり、また、どうしますかって形で連絡を取ったりとかするのですが、実際のところ、避難所まで行くのが大体無理な方も多いし、もう家にいるという方がほとんどです。だから避難所を開設されても、ほとんどが自宅や、家族のところに連絡して家族のところに行かれるとかですね。

なかなか避難所に行っても、夏は暑いし、冬は寒いしというのがあって、またトイレも近いからと、なかなか行かれない方が多くて今のところ被害は起きてないんですけども、避難所って言われても自分の家だったらトイレがすぐあるのに、上だったらもうとても無理だってことで階段があったりとか、そこまで行くのに実際的に不可能に近いような状態で、私たち民生委員も、住民は何十人もいるので、一人一人に対応するのはもう不可能ですので、とりあえず連絡があった方はどうしますかという形でしますし、あと、家族の方からどうにかなりませんかって連絡が来れば対応しておりますけれども、実際のところ全部が全部対応はできておりませんし行かれる方も本当に数少ないです。

今のところそのひどい災害が起きていないので、床上とか床下浸水とかそれぐらいで済んでいて、土砂災害とかひどい災害になっていないっていうのもあるんだと思うんですけども、もう自宅にいるという方がほとんどですね。私たちも、本人が行かないっていうのを無理やりすることはできないので、ほとんどそういう状況ですので、いつもファックスがきて避難所開設されましたと言わると、一応連絡をしたり、いつも避難されている方はほとんど何人かなんですね。

とりあえずその方達にはどうしますかと連絡するのですが、行かないという方

がほとんどの状況ですので、避難所もそこに行く途中が危なかったりとかするので、鹿町も範囲が広いですので、そこまで行くのにとてもじゃないけど車がないといけない状況のところばかりなので、避難所が開設されても厳しい状況です。それが実情になっております。

以上です。

会長：ありがとうございました。

確かにおっしゃるように、避難所はすぐ近くにあるわけではないということ。それから民生委員の方が、一般の方に対応してらっしゃるということ、それから先ほどの説明の中に職員が行きますというようなお言葉がありましたけれども、緊急避難場所が開設された場合に、市の方から職員の方が誰か派遣されるのですか。

防災危機管理局：はい。今現在大雨や台風で開設をするときは必ず市の職員が1人もしくは2人派遣をするようになっています。

コミュニティセンターだったらコミュニティセンター長が開設したり、小学校の体育館中学校の体育館だと市の職員が大体2人行くようになっています。1人の場合もありますけれども、必ず市の職員が行くようにしております。なので、例えば30何ヶ所開けると、50人60人70人ぐらいの市の職員がですね、そこに行って対応するようにしております。

会長：長期の場合職員の方が避難場所に行かれるときには、できれば男性だけじゃなく、女性も行くことも必要なかなと思います。

どうしてもやっぱり女性特有の悩みは、なかなか男性の方に伝えることは難しかったりっていうのがあるので、必ずそこに寄り添って話ができるような方を派遣していただきたいなと思っています。

それとそういうふうな意味も含めて男女共同参画課との連携というのは、実際に避難所が開設されたときに、連携はどういうふうな感じで連携されるのかなと思います。

事務局：前は避難所に派遣されるのは、管理職の男性でした。

何年か前から頻発にこういう災害、大雨が降ったりとかするので、だんだん手がまわらなくなってきたということもあり、今は管理職に限らず女性も含めて職員が動員をかけられるようになりますし、夜の部も女性が泊りで行ったりしています。

すでにもう男性だから女性だからというのではなくて、みんな女性職員も多いので行っていただくなっていうふうな形にはなっております。

ただ、長期になったときにどういう体制でするかっていうところまでの詳細は

確立をされていないので、そこは今委員がおっしゃったように女性も必ず行くというのは、必要になるんじゃないかなと考えています。

防災危機管理局：追加です。女性の職員っていうのがどうしてもまだ佐世保市全体でも多分 25% ぐらいです。

つまり男性と女性の割合を考えたときにどうしても男性が行くことが多いです。

なので今、女性職員にも避難所の方行ってもらうようにお願いしてるんですけども、どうしても子どもさんがいらっしゃったりとかすると例えば夫婦で女性職員が子どもさんがいらっしゃれば、どうしても夜はお母さんが家にいるっていうことが多くて、なかなか長期に女性職員が避難所に勤務するというのが難しいところもありますので、長期の避難所になった場合何日間か開設した場合は保健師がチームを作りまして、避難所をまわるような体制をとっています。

それは、ずっと女性職員がいなくても、そういった保健師がまわって皆さんに状況をお聞きするときに、女性がどうしても男性職員だとわからないとか言いにくいところを保健師に言ってもらって、お悩み、意見をくみ上げていきたいとは考えております。

会長：ありがとうございました。

先ほどおっしゃったように女性の数が少ないとのはしょうがない部分もあるのですが、やっぱり対応は必要かなと思います。

単純な質問よろしいですか。

先ほどおっしゃった避難場所がたくさん開設されると 1 名から 2 名の派遣でも相当な数になりますよね。

これはその時急に言われるのですか、それとも例えば何月から何月の対応のときにはあなたが対応になりますと事前の予定があるのですか。

防災危機管理局：はい。この避難所の動員というのはある程度、部局ごとに決まっておりまして例えば、この部局だったらこの担当、のような形になっておりますので、その担当する部局の中の従事できる人、基本的にはほとんどの職員が従事できますので、その従事できる職員の中から大体のリストを作り次避難所開設があったらこの人で、その人がもし行けないときは次の人ということで、それぞれリストを作り行って行ける人を出すようにしていますので、今回の避難所に関しても前の日に大雨があるからもしかしたら開設しないといけないかもしれません。準備お願いしますと各部局にお願いをしたらそこの中で誰が行くというのを事前に決めて、大体 2 日分ぐらいは順番を決めてそこで対応してもらうようにしております。

会長：ありがとうございます。前日ぐらいにわかっていれば対応者も心がまえができるでしょうし、いいのかなと思います。

ただ委員も言われましたように長期になったときに、保健師さんの対応があるのはすごくありがたいことだと思います。

ただ、人権的な問題から男女共同参画の方との連携が大きいのかなと思います。実際、避難所の中で対応している職員ではわからない部分がありますよね。今、特にLGBTQに関しては世間の目が高まっているという表現はおかしいのですが、私たちのところに中学校からの人権教室依頼もそれが増えています。ですから、知らなければいけないことだと思うので、ぜひ何かのときには、男女共同参画の方との連携で、そういう研修もしていただければありがたいかなと思っております。

他に委員の皆様からなにかございませんか。

委員：私は山澄地区ですが一応防災部会というものがありまして、そこで先ほど言わされたようにマニュアルがあって、それプラス地区でそれぞれ避難計画を作って、各町内から私も行っているわけなんですけども、各町内でやはり山澄地区まで行くにしても時間が、歩いて行くにしてもやっぱり 10 分 15 分かかる人は近い方で、やはりどうしても皆さん早めに車で来られるというか。

雨が降る前台風が来る前の前日から、やはり地区公民館の方に来られる。1 度あまりにも遠いところにいらっしゃる方が以前は小学校が近くにあるので小学校に避難できないかというのがあったんですけど、昔、地区公民館がまず最初に開いてということでしたので、すみませんがこちらの方にお願いします。と案内はしていたのですが、私たちは受け付けには市役所の方、地区公民館の館長さんがいらっしゃるので私たちもほとんど駐車場係をさせていただいてたのですが、もう本当頭が下がるというか、市役所の方や地区公民館の館長さんにも頭が下がるぐらいにいろいろな事をしていただいています。

会長：ありがとうございます。

今、各コミュニティセンターの中での防災のマニュアルがあるということなのですが、それはもう管理局の方でまとめて把握してらっしゃるのでしょうか。

防災危機管理局：今委員がおっしゃったのは地区ごとに地区防災計画というものを自治協単位で作られています。

自分たちの町内会ごとに集まられて、こういうところが危険だよねと。その作り方は地区によって違いますが、要配慮の人まで自分たちの資料としてマップに落とされるようなところもありますし、そういうものを地区ごとに作られています。ちょうど 27 地区、令和 5 年度で全部完成がしたところでして、全部の地区で今計画に基づいて訓練をしたり地区の中での防災活動に使っていた

だいたりしております。
その作成のときにこちらの方から補助金とか支援員ということで職員が行ってお手伝いとかをしておりました。ちょうど終わったところです。

会長：ありがとうございました。

今おっしゃったように各27地区の地区防災計画がせっかくできたのであれば、ご指導いただいた視点から振り返って1度見ていただいて、また各地区にご指導やご指導があれば各地区の方も安心されるのではないかなと思いますので、もしそういう機会があればよろしくお願ひいたします。

他に委員さんの方から、なにかございませんか。

委員：私は避難所さえ分かっておらず、この中身とは違う話になってくるのですが、実は避難所がどこなのか分かりませんのでこの話について行けていない部分があります。

私のような外国人の立場は職業関係なく多分避難っていうことについては全くで、人権の前の問題が実際起きているのではないのかなとは思います。すみませんそのために意見が言えない状況です。

会長：むしろ貴重なご意見かと思います。

そういうことが浸透していないことがわかった貴重なご意見だと思いました。
ありがとうございます。

そういう広報的な浸透に関しましても、よろしくお願ひいたします。

予定が大体20分ぐらいだったのですが、どうでしょう皆様の方からなにかございませんか。市の方から何かご意見等あればと思います。

事務局：この避難所の件につきましては、佐世保市が災害がそんなにひどくないというのもあり、先ほどお話したように長期にわたってするときの具体的なものがまだそこまで確立できていないので、そういうのを話して作る段階で、ぜひ人権の観点からということはご相談をさせていただく時期が近いうちにあればいいなど考えておりますのでよろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。

そろそろ20分になりますので、皆様からのご意見はよろしかったでしょうか。
ありがとうございます。

意見交換は以上となります。

ここで防災危機管理の方がご退席されるということです。

まだまだお話を伺いたいところもあったのですが後の議題もありますので、本日はご出席いただき貴重なお話ありがとうございました。

どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。
ありがとうございました。

次に議題（2）その他の視察研修について事務局から説明をお願いします。

視察研修について[人権教育中央研修会]

事務局：事務局から説明いたします。
その他の視察研修についてですが、資料5の方をご覧ください。
人権施策審議会では、毎年委員の皆様に視察研修への参加をお願いしております。
長崎県が行う人権教育中央研修会の令和6年度の実施要綱になります。
この長崎県が行う人権教育中央研修会は、参加者自身の人権に関する理解を深め人権感覚の向上や指導力向上に非常に良いものと考えております。
昨年度もこちらの研修会を研修先といたしまして、4名の委員にご参加いただきました。
事務局としては今年度もこの研修を令和6年度の視察研修先にしたいと考えております。
開催時期は来年の令和7年1月30日木曜日に県庁会場とオンラインの両方ハイブリッド型で実施される予定です。
研修会のタイムスケジュールにつきましては、裏面をご覧ください。
講師を3名お呼びしての講演が予定されております。
1つ目が、午前の講演で部落差別の現在、部落解放への展望、こちらはリモート開催となります。
2つ目は、インターネットと人権に関するご講演、3つ目に、眞のダイバーシティ&インクルージョンの実現としてご自身がトランスジェンダー当事者でもある講師が講演されます。
ご参加は全日程ではなく一部の講演のみの出席も可能です。
視察研修への出欠と、受講方法などの確認につきましては後日改めてご案内いたしますのでぜひ参加についてご検討ください。
なお、予算の関係もございますので参加の有無を確認させていただいた後、まだ視察研修に参加されたことがない方を優先して参加者の調整をさせていただきたいと思います。
ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。
それから資料5の2枚目に、これは来年度の分ですけれども、令和7年度の視察研修として部落解放人権確立第44回全九州研修集会が5月に2日間長崎市

の出島メッセで開催を予定されておりすることから、本審議会の視察研修先の候補として考えております。

この研究集会はオンラインはございませんので、視察研修先とした場合は現地での研修となる見込みです。

こちらにつきましても、何かご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

会長：ありがとうございました。詳細につきましてはまた後程ということですので、よろしくお願ひいたします。

他にご質問等はございませんでしょうか。

これで本日の予定のすべての議題について審議が終えたわけですが、最後に委員の皆さんで何かご質問ご意見等あればお願ひいたします。

それでは事務局の方から今後の事務的な流れを説明してください。

事務局：皆様本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、この審議会の議事録につきましては市のホームページの方で公表いたします。

議事録要旨の確認につきましては、会長の方へご一任いただくということで皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：ありがとうございます。

それでは、議事録作成後は会長にご確認いただいた後、ホームページの方で公表させていただきます。

本日いただきましたご意見やご質問につきまして、今回は後程取りまとめてのご回答はなかったかなと思いますが、皆様、円滑な議事進行へのご協力、どうもありがとうございました。

また、国の方の計画の変更について、進捗が分かりましたら審議会の方でもご報告等していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。それではご意見ご質問も出尽くしたようです。

これをもって議事を終了したいと思います。お忙しい時間ありがとうございました。

事務局：溜会長、議事進行お疲れ様でした、ありがとうございました。

委員の皆さんにおかれましては、長時間にわたるご審議と意見交換、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和6年度佐世保市人権施策審議会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

8. 閉会

以上